

令和7年第7回 飯豊町議会定例会会議録

令和7年12月9日 令和7年 第7回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|----|----|
| 1番 | 横山 | 清彦 | 2番 | 島貫 | 寿雄 |
| 3番 | 遠藤 | 純雄 | 4番 | 高橋 | 勝 |
| 5番 | 舟山 | 政男 | 6番 | 松山 | 和好 |
| 7番 | 遠藤 | 芳昭 | 8番 | 高橋 | 亨一 |
| 9番 | 菅野 | 富士雄 | 10番 | 屋嶋 | 雅一 |

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------------------------|-------|--------------------------------|-------|
| 町長 | 嵐正人 | 副町長 | 西嶋康平 |
| 教育長 | 菅原透 | 代表監査委員 | 後藤浩 |
| 会計管理者(兼) 税務会計課長 | 渡部博一 | 総務課長 | 志田政浩 |
| 企画課長 | 鈴木祐司 | 住民課長 | 細谷美佳 |
| 健康福祉課長(兼) 地域包括支援センター所長 | 宮川千鶴子 | 介護老人保健施設 事務長(兼) 国保診療所事務長 | 色摩里香 |
| 農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 | 上田信幸 | 商工観光課長 | 伊藤満世子 |
| 地域整備課長 | 渡辺裕和 | 教育総務課長 | 横山昌則 |
| 社会教育課長(併) 町民総合センター所長 | 竹田辰秀 | | |

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|-------|------|
| 議会事務局長 | 佃典子 | 議事室主査 | 井上由佳 |
| 事務助手 | 横澤吉和 | | |

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和7年 第7回飯豊町定例会議事日程 [第3号]

令和7年12月9日

午前10時 開 議

日程第1 諸般の報告

日程第2 行政報告

日程第3 議案第82号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第4 議案第83号 飯豊町放課後学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第5 議案第84号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第7号）

日程第6 議案第85号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第86号 令和7年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第87号 令和7年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第88号 令和7年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第89号 令和7年度飯豊町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第90号 令和7年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第3号）

(議長 屋嶋雅一君) (午前10時00分 開会)

おはようございます。

令和7年第7回飯豊町議会定例会第6日目であります。

本日は、議員各位には、円滑な議事運営にご協力を賜りますようによろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので会議はここに成立いたしました。

直ちに会議を開きます。

本日の会議は、あらかじめお手元に配付しております議事日程により進めてまいります。

なお、議案等の採決の際、挙手または起立しない議員は反対とみなしますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

《 日程第 1 》

諸般の報告を行います。

諸般の報告。

10月9日から10日にかけて、村山・置賜両地方町村議会議長会合同研修会が大江町で開催され、参加してまいりました。

10月20日から21日にかけて、最上・置賜両地方町村議会議長会合同会議が最上町で開催され、参加してまいりました。

また、10月14日、羽越河川国道事務所と北陸地方整備局、11月10日には東北地方整備局と山形河川国道事務所を訪問し、新潟山形南部連絡道路の早期建設について要望してまいりました。

11月12日、第69回町村議会議長全国大会が都内NHKホールを会場に開催され、出席してまいりました。そこでは、特に、町村の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の増額確保、充実を求める特別決議などを行ったほか、28項目からなる要望を行うことに決定いたしました。

11月18日、置賜地方町村議会議長会正副議長連絡会議が高畠町で開催され、副議長とともに出席してまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

《 日程第 2 》

行政報告を行います。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

おはようございます。12月定例会第6日目、よろしく願い申し上げます。

初めに、12月7日夕方ございましたけれども、国道113号新宇津トンネル内での交通事故において飯豊町中にお住まいの鈴木絵美莉さんがお亡くなりになりましたことについて、謹んでお悔やみを申し上げます。

また、昨夜11時15分頃発生しました青森県東方沖を震源とした最大震度6強の地震において被災なされた皆様にお見舞いを申し上げます。本町においても、震度3を観測しております。

この度の地震を受け、気象庁並びに内閣府より、北海道・三陸沖後発地震注意情報が初めて発表されておりますので、本町は対象外地域ではあるものの注意すべきものと考えております。

それでは、私から9月議会定例会以降12月議会定例会までの行政報告を行います。

1ページをご覧ください。

総務課総務財政室について報告いたします。

人事関係であります。

令和7年度職員採用試験を実施いたしました。初級行政には5名の応募、初級土木には応募がなく、最終合格者は0名であります。

同じく1ページをご覧ください。

私の主な会議等の出席状況について報告いたします。

8月31日、新潟県関川村で米坂線復活絆まつりが開催されました。羽生駅から代行バスに乗り関川村に向かいました。本町からの参加者も多くバスは大変混み合っており、えちごせきかわ大したもん蛇まつりとの同時開催であったことから、会場もすばらしいにぎわいがありました。

9月6日、いいで“めざみの里”まつり2025が開催されました。昨年に引き続き、獅子の共演や高円寺の阿波おどりが祭りを盛り上げてくれました。

2ページをご覧ください。

10月5日、添川小学校で、添川小学校・東部地区合同運動会が開催されました。学校と地域が協力した大変よい運動会でありました。添川小学校閉校後も地域とのつながりを大切にしていきたいと挨拶をさせていただきました。

10月12日、東京都あきる野市で第8回東京飯豊会大芋煮会が開催されました。台風が心配されたものの天候に恵まれ、東京飯豊会の会員の皆様など約70名が参加されました。若い世代の参加が少なく、首都圏在住の本町出身者に東京飯豊会への入会、参加を呼びかけていきたいと感じたところでございます。

10月17日、副町長や有志の若手職員と共に、茨城県境町を視察いたしました。境町は、第二世代交付金やふるさと納税を財源としてハード整備を行い、その施設を貸し出し、使用料で一般財源分を回収するビジネススキームで教育費や医療費など他市町村よりも手厚い支援を行っております。本町の町政運営に取り入れていくべき点が多々あり、勉強させていただきました。

3ページをご覧ください。

11月15日、手ノ子小学校閉校式及び手ノ子小学校の思い出を語る会が開催されました。太鼓やトーンチャイムなど子供たちの演奏がすばらしく、また、校長先生の思いや地域の思いを改めて感じる事ができたよい式典でありました。

4ページをご覧ください。

副町長の主な会議等の出席状況について報告いたします。

9月3日から5日まで、私と共に、出張スタジオ嵐で町内小・中学校を訪問し児童、生徒と意見交換を行いました。

9月7日には黒沢地区敬老会、9月14日には小白川地区敬老会に参加させていただきました。

5ページをご覧ください。

10月26日、上代にこにこ会が企画した副町長とおしゃべりをする会に招待いただきました。副町長就任から8か月が経過し、現場に足を運ぶこと、住民とじかに接する機会を大切にしながら町政運営を行っております。

11月16日、第17回南房総市産業まつりに参加しました。様々な方との交流を通じて、千倉町と本町のつながり、歴史の深さを実感したとの報告を受けております。

7ページをご覧ください。

総務課防災管財室について報告いたします。

8月4日に設置した飯豊町高温湯水対策連絡会議について、高温や湯水、少雨による農作物等への被害や影響を最小限に抑えるための対策が一定程度完了したことから、10月6日に解散しました。一方、町内において熊による人的被害が発生し出没情報も相次いでいることから、10月20日に、クマ被害防止対策連絡会議を設置しました。全課が連携し情報を共有し、冬期スクールバスの前倒し運行など対策を講じ、11月24日には椿坂ノ下地内において緊急銃猟を実施しております。

8ページ下部をご覧ください。

企画課DX推進室について報告いたします。

令和7年国勢調査について、調査票の配布、回答、回収を行っております。国勢調査の速報

値は来年5月までに公表される予定です。

9ページから11ページにかけて、こども食堂、スタジオ嵐及び出張スタジオ嵐の開催状況を記載しております。

13ページをご覧ください。

住民課住民室について報告いたします。

人口動態について、7月末の人口が6,133人、10月末の人口が6,094人ですので、3か月で39人の減少となりました。

14ページをご覧ください。

住民課生活環境室について報告いたします。

11月17日から21日まで、各地区まちづくりセンターで脱炭素先行地域事業に係る住民説明会を開催し、事業計画や事業内容について説明いたしました。

19ページをご覧ください。

国民健康保険診療所について報告いたします。

飯豊町国民健康保険診療所附属中津川診療所所長の豊野充先生が、令和7年度保健衛生関係功労者山形県知事表彰を受賞されました。多年にわたり僻地診療所に勤務され、地区住民への医療の提供、さらには健康保持推進に尽力されたことが評価されたものであります。

21ページをご覧ください。

農林振興課農業振興室について報告いたします。

9月20日から21日まで、NX森林育成活動秋ツアーが行われました。NXグループ社員やその家族、計49名が中津川地内でブナとイタヤカエデの植樹や間伐などを体験しました。

25ページをご覧ください。

地域整備課建設室について報告いたします。

11月18日、令和7年度除雪作業安全祈願祭が行われました。除雪作業における今シーズンの安全を祈願し、作業従事者を対象にした安全講習会を開催しました。

少しページが飛びますが、30ページをご覧ください。

教育総務課教育振興室について報告いたします。

9月に開催された西置賜地区中学校新人体育大会、10月に開催された山形県中学校新人南ブロック大会等の結果は記載のとおりであります。飯豊中から出場した選手、生徒たちが果敢に挑戦し活躍しました。

以上で行政報告を終わります。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で行政報告を終わります。

《 日程第 3 》

議案第82号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第82号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、行政委員会の委員及び非常勤職員に対して支給する報酬について、山形労働局一般公示第51号に基づき、最低賃金が改正される見込みであることから、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、固定資産評価審査委員会委員などの日額報酬額を5,000円から1万円以内に、日額の報酬で会議等の時間が4時間未満であるときは、3,500円から5,000円以内に改正するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第82号の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 4 》

議案第83号 飯豊町放課後学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者より提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第83号 飯豊町放課後学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますとおり、物価の高騰及び事業費の増大に伴い、飯豊町放課後学童クラブ使用料の改正を行うため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、学童クラブに入所した保護者から徴収する使用料を、月額5,000円から7,000円に改正するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

4番高橋です。

まず、月額2,000円の値上げということで条例が改正されるということで、個人負担に計算しますと12か月で2万4,000円の負担増という計算になります。7年度、今年度の利用者の実績、これ125名と資料にありましたので、それに金額を掛けると300万円になります。この300万円、今ある基金やふるさと納税、そして、今、国会で審議しております重点支援交付金等々の活用で、この300万円を何とか手当てできる金額ではないのかということで、担当課の考えをお聞きしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの高橋議員のご質問について、横山教育総務課長より答弁申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

横山教育総務課長。

(教育総務課長 横山昌則君)

高橋議員のご質問にお答えいたします。この度の2,000円の値上げにつきましては、まずは学童クラブの利用者数の増という部分、つまりニーズが上がっているという部分に対して、これまで5,000円で維持してきたわけでありましてけれども、これからは学童クラブが安定的に、そして恒久的にサービスを提供できるように、本当に値上げについては苦渋の決断でありましたけれども、財源的には受益者の方からそれ相当部分の負担をいただくことが適切と判断したところでございます。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

ただいま、受益者からそれ相当の負担をいただくというのは、それは私も理解しております。そこで、全員協議会でも説明がありました。最後は、ほかの周辺自治体の中では飯豊町が一番金額が低い、安いということで、そこに横並びするわけではないんですけど、そこも含めて値上げをしたいという説明もありました。別に、高く横並びにする理由はないのかなと思っております。それで、私は他自治体を調べました。料金体系がどうなっているか。説明にありますとおり、幅があるんですね。例えば、5,000円から1万円とか、幅があると。それ、何でもか調べてたら、ほかの自治体は基本の金額のベース、基本額があって、それに加算をしているんです。例えば、長期休暇何千円、6時過ぎると何千円というきめ細かな設定をしているんですね。今回の提案は、一律に2,000円の値上げというものは、先ほどの受益者というか利用者の負担という部分では、ざっくり2,000円を上げるというのはなかなか利用者からの理解も得られないのではないかなと思っております。しかも、ほかの自治体の例を挙げますと、学年によっても分けております。あとは、長期休暇と放課後の時間帯も分けております。そういうきめ細かな料金設定が必要ではないかなと思っておりますが、町の考えをお聞かせください。

(議長 屋嶋雅一君)

横山教育総務課長。

(教育総務課長 横山昌則君)

高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。議員おっしゃるとおり、自治体あるいは自治体の公立での学童クラブ、または私立での学童クラブと様々な形態があるわけですが、飯豊町においては公立の学童クラブだけで、ご承知のとおり、白樺学童クラブ、中部学童クラブの2か所あるわけですが、本町としましては、きめ細やかに長期休暇、夏休み中、冬休み中値段を分けたり、あるいは夕方の遅い時間になれば加算をしたりと様々な手法は考えられるわけですが、逆に明確で公平な金額設定ということで、これまで一貫して月額という形態を取らせていただいております。こちらについてご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

単純に考えても、長期休暇、単純に1日8時から、この規則を見ますと長期休暇は7時半から6時45分まで、この時間と、普通の平日の放課後の時間2時から6時45分まで、これが一律5,000円だった、今まで。それを、時間が全然違うのに金額が同じだ、これが公平公正と言えるかどうかも含めて、ですから、今回町はもう少しきめ細かな料金設定をしたらいいのではないかと今質問したわけです。それをすることによって、例えば事務作業が煩雑になるなんていう理由にはならないと思うんですね。何でかっていうとほかの自治体もやっているわけですから。しかも、今DXということで町も進めているわけですから、そういうのを省くためにDXも進めている理由があると思いますので、そういう理由で一律に2,000円上げるっていうのは、これはちょっとやりすぎというか、なかなか利用者の賛成も得られないのではないかなということで、今お聞きしましたので、再度考えをお聞かせ願いたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

横山教育総務課長。

(教育総務課長 横山昌則君)

高橋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。月額の設定という方法を取らせていただいている理由としまして、やはり明確な、誰が見ても分かる金額設定ということと、事務の煩雑さという徴収の部分では、確かにそういった部分は伴うかもしれませんが、いろんな工夫でできるのではないかというご指摘だったと思います。今、繰り返しで申し訳ないんですが、公立の学童クラブを安定的に、そして恒久的に運営していく上で、この2,000円の値上げにつ

いては本当に苦渋の決断ではありましたが、一律に徴収させていただくことで歳入をしっかり確保しまして、高騰しています人件費や様々なランニングコストについて対応できるような財源とさせていただきたいと思いますので、何とぞご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。5番 舟山政男君。

(5番議員 舟山政男君)

ただいま説明をいただきました。これ、今、国のほうで重点支援地方交付金の拡充ということをやっておるんですけど、これらを活用して何とか5,000円で現状のまま持っていくということは考えられないものなんでしょうか。

(議長 屋嶋雅一君)

横山教育総務課長。

(教育総務課長 横山昌則君)

舟山議員のご質問にお答えしたいと思います。物価対応のための重点の交付金を財源として活用できないかという部分につきましては、総務課財政部署とも協議をさせていただき案件でありますので、私からは明確にお答えすることは、今はできないんですけども、検討はさせていただきたいと思います。ただし、本改正の2,000円の値上げについては、財源の安定した確保のためにということでご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

(議長 屋嶋雅一君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

舟山議員のご質問にお答えをいたします。重点支援地方交付金の活用ということでご質問がございました。これについては、この度、恒久的な財源ではないということが、まず第1点ございます。臨時的な財源であるということも含めまして、学童クラブの利用者の増、そしてニーズの増ということで安定的な、持続的な運営をしていくためには、受益者負担が適正かというところも含めて必要だと考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありましたので、これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

原案に反対の方の討論ありませんか。4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

それでは反対で討論させていただきます。

今、説明ありましたが、なかなかざっくり一律2,000円というのに反対いたします。

反対理由、まず1点は、使用料金、体系、設定の工夫がまだまだできる余地があります。いわゆる学年で分ける、あとは長期休暇、平日の放課後、全然時間帯同じですが、その一律の金額になっているということ等々もありまして、基本の額をベースにした加算方式が逆に利用者には明確ではっきりしていて利用者の負担も公平になるということで反対いたします。

もう1点、それじゃ財源どうするんだということもあります。今、総務課からも説明ありましたが、国の今回の物価対策の補正予算は、本当にこれが毎年あると保障するものではありませんが、まずこれを8年度に利用して、今回の物価高対策の補正予算には子育て応援手当という名目もありますので、しっかり8年度は活用して、1年間もう一度かけてこの料金体系を再設定し直すということも提案させていただいて、この2つを反対理由といたします。

(議長 屋嶋雅一君)

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

原案に賛成の方の討論ありますか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

討論なしと認めます。討論を終結します。

これより議案第83号の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 多数)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手多数です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 5 》

議案第84号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第7号）

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第84号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に1,777万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ77億1,221万円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、緑地等利用施設運営に係る指定管理料2,588万5,000円、農家レストラン運営に係る指定管理料702万7,000円、道路橋梁単独災害復旧事業に係る業務等委託料700万円、橋梁補修工事請負費535万円、自然環境活用センター運営に係る指定管理料435万円などを追加するほか、消雪設備改修工事請負費2,100円、文化財維持管理事業に係る工事請負費570万円などを減額するものであります。

歳入の主な内容につきましては、地方交付税4,219万8,000円、町民税3,300万円、基金繰入金1,200万円などを追加するほか、国庫支出金7,064万5,000円、県支出金585万4,000円などを減額するものであります。

そのほか債務負担行為の追加5件、地方債の変更1件及び廃止1件であります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1番 横山清彦君。

(1番議員 横山清彦君)

おはようございます。

それでは、私のほうから1件お聞きをしたいと思います。予算説明書の1ページ、補正予算書の8ページになります。1款4項1目の町のたばこ税に関してであります。300万円減額になっていると、この要因を町では把握をしておられるのかお聞きをしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

渡部税務会計課長。

(税務会計課長 渡部博一君)

1番横山議員のご質問にお答えさせていただきます。たばこ税につきましては、令和4年にたばこの小売を扱うコンビニがオープンしまして、そこから5年度、6年度と税収が上がっておりましたので、7年度当初につきましても前年度と実績程度の税収を見込んでおりました。ただ、今年に入りまして5月に小売店が1店舗閉店したということもありましたので、その分だけではないんですけども、売渡しの本数が減少しておりますので300万円程度減少する見込みで、今回300万円の減額とさせていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

1番 横山清彦君。

(1番議員 横山清彦君)

説明ありがとうございます。私なりに、このたばこ税に関してちょっと調べてみたんですけども、紙巻きたばこに関してですが、加熱式たばこは税のほうが違うようでありますけれども、1箱20本入り約600円ぐらいするのかなと思っております。これは、一箱当たりのたばこ税が131.04円、税がかかっているんですね。この値段で300万円減額っていうと、2万2,893個購入されなかったっていう単純計算になるんですよ。私、一日20本、仮に吸ったとすると、62年間吸っているっていう計算になるんですね。前に、私、たばこ税に関しても意見を述べさせていただいたことがあるんですが、このたばこっていうのは嗜好品でありまして、私もヘビースモーカーではありますが、百害あって一利ない、体には害があるものだ。吸ってくださいでなくて、町内から買っていただくような努力をしてはどうですかというご提案を申し上げたことがあったと思うんですけども、それらについて町で取組をされたのか、その辺をお聞きできればなと思ったところであります。

(議長 屋嶋雅一君)

渡部税務会計課長。

(税務会計課長 渡部博一君)

横山議員の再質問にお答えさせていただきます。町内で買っていただければ、当然、町の税収も増えるわけなんですけども、やはり、以前であれば近所の小売店からカートンっていうんですかね、箱でまとめて買ったりとかっていうのが主流っていうか主だったと思うんですけど、今はやはり先ほども申し上げましたように、コンビニとかでちょっとしたときに必要な分だけ

買うという購入体系に変わっているのではないかなと推測されますので、なかなか、全て町内で買ってくださってというのは難しいのではないかなと考えておりますし、逆に、そういった方が町内で消費していただいているっていう分も大分あると思いますので、今後、購入体系に合わせながら、少しでも町の税収となることは検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

1番 横山清彦君。

(1番議員 横山清彦君)

梨郷道路ができてから、めざまの里物産館のところのコンビニ、ローソンさんですかね、ここを利用される方が大分増えたということで、たばこはそこで購入いただけるという部分も税の増にはつながっていたのかなと思っております。

町長にお聞きをしたいんですが、役場職員の方にも嗜好品であるたばこをたしなまれる方っていうか吸っておられる方はおられると思います。現状、役場の庁舎の喫煙所については、今ゴミ置場つつうかね、外の。というところに設置をされていると、灰皿が3つほど置かれています。私も利用させていただいておるんですが、夏場の天気のいいときとかは、あそこでもいいとは思いますが。迷惑がられる、たばこだけに煙たがられるつつうかね、そういうふうなところもありますので、仕方がないことかなと思います。首長さんがたばこを吸われる方であれば、やっぱり喫煙所っていうのは設けるべきだという意見を出されるんでないかなと私思うんです。職員の方は庁舎内で靴を履き替えてうち履きになられていると。たばこ吸いに行くかといったときに、雨とか雪とか降っていれば、履き替えて行がんだねと。寒いところでたばこを吸うような行為をするんだなということでもあります。なので、公用車の駐車場、真下にありますよね。そこに、冬期間だけでも、職員のことを思ってね、造るべきではないかなと私思ったんですよ。

(議長 屋嶋雅一君)

横山議員に申し上げます。補正に関する質疑でお願いいたします。

(1番議員 横山清彦君)

ちょっとそれてしまつて議長から指示を受けましたけれども、そのようなことも念頭に置いていただければありがたいなと思ったところあります。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの横山議員のご質問にお答えを申し上げます。私も、令和4年7月にやめましたので、3年半ぐらいたちますけども、その前までは非常にヘビースモーカーだったというところがございます。議員おっしゃるとおり、たばこを吸ってたばこ税を納めているというところでは、職員の皆さんも吸っている方いますので貢献はしているかなと思っております。やはり、たばこというのはストレス発散であるとか話の種になるきっかけであるということで、私は非常に大事な嗜好品ではないかなと思っております。その中で、今喫煙所ということで、ごみ置場ではなくて、ごみ置場の隣にしっかり喫煙所を設けて今使っていただいておりますけれども、それを冬期間地下駐車場どうですかという話だったと思いますけれども、一般のお客様も実際喫煙所を使用しますし、議員の皆さんもたばこを吸われる方は使うという中で、やはり駐車場の中でたむろするような形というのなかなか難しいのかなという思いでありますので、ご不便をおかけしますけれども、指定の喫煙所で喫煙をお願いしたいと思っております。今、全国的に禁煙ということで話がありまして、敷地内禁煙という部分も定着しつつありますけれども、そこまでというところでは、まだ町のほうは考えておりませんので、まずは既存の喫煙所をしっかり使っていただいて、喫煙なされる方はそこで楽しんでいただけたらと思ってしておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思っております。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

3番遠藤純雄でございます。

私から2点質問させていただきます。農林振興課と総務課であります。

農林振興課、歳入で15款に県補助金がありまして、補正予算書の10ページ。農林水産業費県補助金でさくらんぼ結実確保緊急支援事業補助金11万円とありまして、新たにできたんですけども、6款1の……、6-1-6の水田利活用自給力向上事業費に充当されているんですが、このさくらんぼの結実の事業の内容ですね。そして歳出のほうを見ますと、園芸作物産地化推進の補助金と組替えになっているような形に見えるんですけども、逆に歳入のほうを見ますと組替えあるとすれば、この園芸産地の事業が減額されておって当たり前のはずが、歳入のほうにはないと。この辺どうなっているのかなということで、お伺いしたいと思います。

それから、次に総務課でありますけれども、補正予算書の35ページ公債費です。元金、利子があるわけではありますが、珍しく、今回、公債費の補正が出てきたということで、これは年度

当初に公債費の返済額はもう決まっているわけでありますので、この公債費の補正というのはほとんどないわけでありますけれども、補正が上がってきたのでどのような要件で補正予算を組む必要が出てきたのか。変動金利の調整があるのかどうか、内容をお聞きしたいと思います。(議長 屋嶋雅一君)

上田農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 上田信幸君)

3番遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。まずは、今回ご質問いただいた中で15款2項4目の農林水産費、県の補助金、予算書の10ページ、説明資料の1ページという部分。また関連しまして、6款2項1目の園芸作物産地化推進事業費の予算書の24ページの部分になります。

このさくらんぼ結実確保緊急支援事業補助金の事業内容につきましては、これは県の単独事業ということで、今回の県議会、12月定例会の中でも提案される事業ということになります。

内容といたしましては、近年さくらんぼの受粉に広く利用されております訪花昆虫マメコバチという、その蜂の減少が著しいということ。それに加えまして、花粉の供給源となります受粉樹が不足しているということで、結実が不安定になっていると。開花時期の強風、降雨、低温ということがあって十分な結実量を得られなかった前年度または今年度の収穫量につきましては、大幅に下回っているということで、早急な対応が必要だということから緊急的に結実確保に向けまして、このマメコバチの不足を補う蜜蜂の導入、また受粉時の不足を補う輸入花粉の購入を支援するという事業内容となっております。

支援の内容については、加温栽培で使用する1群当たり4,000匹以上の買取り蜜蜂の導入費用、輸入花粉の購入費用というところで、事業実施主体いわゆる補助対象者につきましては、農業者団体及び農業法人という形になってございます。

補助の金額等につきましては、県が3分の1、町が6分の1の負担割合とした協調補助事業ということになります。実質事業費の2分の1の補助率という形になります。ただ、上限が設けられておりまして、蜜蜂に関しましては1群当たり3万6,000円、輸入花粉10グラム当たり2万4,000円という形で、補助2分の1もしくは上限額のどちらかの低い方という形での設定となっております。

今回、予定をされている団体としましては、蜜蜂の導入に関しましては2団体。そして輸入花粉の購入に関しては1件という形になっておりますので、想定としましては蜜蜂の導入15万円掛ける2件という形で30万円、そして輸入花粉の購入費用につきましては約3万円を見込ん

でおるということで、合計すると33万円。その3分の1が県補助になりますので、11万円歳入のほうに補正を計上させていただいたということになります。それに伴いますので、歳出のほうになりますけれども、事業費の2分の1という形になりますので16万5,000円の歳出という形で計上させていただいたところでございます。

この、組替えに関してでございますが、園芸作物産地化推進事業費補助金という大きな項目の中から、新たな事業ということで新たな行動を起こさせてもらって、中身は同じなんですけれども組替えという形で表示されているということです。これにつきましての歳入の充当につきましては、充当の6-1-6となっていますけれども、6-2-1のほうの部分に充当されるのかなと思っております。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

3番遠藤議員のご質問にお答えいたします。公債費の元金、利子についてご質問がございました。平成26年度に借入れを行いました臨時財政対策債につきまして、借入額が2億400万でありますけれども、貸付け条件が、償還期限が20年、据置期間が3年ということで、利率につきましては10年ごとの利率見直し方式となっております。当初の借入れ利率につきましては、0.5%であったわけではありますが、近年の金利上昇を受けまして10年ごとの利率の見直しによりまして、借入れ利率が1.2%となりまして、元利均等方式で再計算なされた結果、今年度につきましては元金が減額して利子が増額したということでございます。なお、町のほうで借入れをしております地方債につきまして、利率見直し方式は臨時財政対策債のみということでありまして、昨年度も同様に補正をさせていただいている経過がございます。臨時財政対策債の元利償還金につきましては、今年度国がその全額を地方交付税で措置することになっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長 屋嶋雅一君)

上田農林振興課長。

(農林振興課長 (併) 農業委員会事務局長 上田信幸君)

遠藤議員の質問に訂正をさせていただきたいと思ひます。先ほど6-2-1と話をさせていただきましたが、6-1-6のほうという形で大変申し訳ありません。充当につきましては、県の補助金が入ってきますので、それがそのまま充当されるという形になります。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

再質問させていただきます。農林振興課からですけれども、さくらんぼの結実が思うように進んでいかない、天然の蜜蜂だけではなかなか受粉しないということで了解いたしました。

気になったのは、花粉を輸入するという話です。通常、受粉といいますと違う品目のやつを隣に植えるとかそういう形で対応しているんですけれども、そういうスタイルを取らないで受粉樹の花粉を輸入するということが今説明があったわけでありまして、品種は大丈夫なんではないかな。今、主力でやっている佐藤錦は古くなってきていますけれども、紅秀峰であったりとか様々な新しい品種が県内産として出てきているわけで、その辺の品種的なものは今までの出来と関わりなく生産できるものに対応できるような、そういう品種が輸入されているのか、どっから輸入するのかお伺いしたいと思います。

それから、総務課の方で臨時財政対策債の件については分かりました。最初の方、メモして聞き逃してしまったので、何年に起こした地方債なのか、すみません、そこだけ確認させてください。お願いします。

(議長 屋嶋雅一君)

上田農林振興課長。

(農林振興課長 (併) 農業委員会事務局長 上田信幸君)

3番遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。まず、受粉樹の不足という、今議員おっしゃられたとおり、隣に受粉樹を設定して結実させるという形になると思いますけれども、これにつきましては、詳細につきましては、まだ県のほうで、12月定例会で確定していませんので、その後に詳細の部分が通知されるという形でありますので、その通知をもって周知、お知らせをさせていただく形になります。

流れといたしましては、まず要望調査を先月にその部分をさせていただいて、12月の定例会、今回にかけて可決されて実施になるということで、来年の1月上旬に採択通知、また、1月上旬に交付要綱の通知がなされます。それを見ながら、町として要綱設定をしながら情報を聞きながら対応していきたいと思いますので、詳細はその時点で分かるということなのでよろしくお伺いしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

遠藤議員の再質問にお答えをいたします。平成26年度に借入れをした臨時財政対策債ということで、利率につきましては10年ごとの見直しとなっております、今年度10年が経過したということでありまして、当初借入れ利率が0.5%だったものが1.2%に引上げになったということでもありますのでよろしくお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

総務課さんについては分かりました。

受粉樹の詳細が未定だという点についてはですね、ちょっとすぐ分かりましたとは言えないような。つまり、受粉樹の単価があつて、どのくらいの需要量があつて、県レベルですけれども、そして予算化しているわけですね。つまり、単価が分かるということは品種が分かっているということです。それが、詳細が未定っていうのは、そんなにざくざくばらん、ざくつとした話があるんでしょうかねと言いたくなるんですけれども、なかなかそこら辺は分からないところなんだろうね。輸入先も聞いたんですけれども、回答がなかったということでちょっと残念だったなと思っておりますが、その辺はおいおい、大事なところですのでね、調べておいていただければと思います。

それから、2回目の再質問で聞いておけばよかったんですけれども、6-1-6の減額して組替えをしている内容に見えることについて、園芸作物産地化推進事業、これは組替えだということであれば、大きな補助メニューがあつて、さくらんぼがその下のメニューになっているということであれば、歳入のほうでもいじっておく必要があったんじゃないかなと思われまうけれども、その点いかがでしょうか。

(議長 屋嶋雅一君)

上田農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 上田信幸君)

3番遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。今回、園芸作物産地化推進事業ということで、まず補助金の中に、項目として園芸作物の補助金の部分があつたんですが、今回新たに新しい事業ということがありましたので、同じ補助金の下にさくらんぼの結実確保緊急支援事業という形で設定させていただいたということになります。

歳入のほうもということではありますが、内容としては同じという形なので、6-1-6のほうに充当をさせていただいたところですが……。

(議長 屋嶋雅一君)

暫時休憩いたします。

(午前10時54分)

休憩前に復し会議を続けます。

(午前10時57分)

上田農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 上田信幸君)

3番の遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。歳入につきましては、その部分、もう一度確認をさせていただきたいと思います。また、輸入の、受粉の、花粉の輸入先につきましては、先ほど申し上げたとおり、県のほうから通知、詳細が来ておりませんので、それが来次第詳細をお知らせしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

それでは3点お伺いいたします。

まずは企画課になります。17ページ、地域づくり推進事業、こちらで200万円ほど計上されております。これは全協で公民館のLED化ということで説明を受けました。この推進事業補助金というのは、補助金交付要綱のどの事業に該当するものなのか。この要綱には、中身を見ますと補助基準ってあって3つの事業があります。そして、その下にその中でも対象経費というものが示されておりますので、どの事業のどこの対象経費に該当されているのかお伺いいたします。

2点目は、商工観光課になりますが、緑地等利用施設運営費ということで地域活性化起業人負担金が減額ということになりますが、こちらは2人活性化起業人を予定されていて、1名の方の分の減額と理解しておりますが、料理人の方も準備したいということで、なかなか見つからないということで、途中途中で経過は受けております。これから、地域振興公社再生の道を歩む中で、この一人いないというのは大変なのかなど。必要な起業人かなと思っておりますので、まず減額の理由と、それに伴う公社への影響というか、少なからずあると思いますので、その辺りをお聞かせ願います。

3つ目、教育総務課になります。29ページになりますが、義務教育学校開校準備費というこ

とで、まず備品購入費100万円が減額になっております。これ、当初予算で私も準備品何ですかと自分で聞いているので覚えています、これは第二小の現在のロッカーを撤去して新たに準備すると説明を受けたと思うんですが、なぜここが減額になったのか。あわせて、新たにだと思っんですが、それに代わってだと思っんですが、業務委託料108万9,000円、それと工事請負費が160万5,000円となっておりますので、その業務委託と工事内容について説明をお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

4番高橋議員のご質問にお答えいたします。地域づくり推進事業、今回200万1,000円増額させていただきますけれども、この事業費がどの事業に該当するのかということでもあります。LED化工事を予定しておりますので、工事請負費に該当するということになるかと思っます。なお、申請書がまだ手元に届いておりませんので、これだけなのかそのほかの事業があるのかまだ確定しておりませんけれども、1地区当たり5年間の上限350万円と、昨年度までの4年間の執行額の残が200万1,000円ございます。その金額をまずは全額計上させていただいたところでもありますのでよろしくお願ひいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの高橋議員の質問にお答えいたします。緑地等利用施設運営費の中の地域活性化起業人負担金の減額の理由は何ですかというところでありましたけれども、前々から報告させていただいているとおり、なかなか料理に関わる部分の起業人が見つからないという状況であります。今もって探してはいるんですが、めどが立っていないということで、企業との調整とか今後の手続の期間を考慮した場合に、今年度の委嘱は難しいのではないかとこのところ、この度減額をさせていただいたということになります。また、めどが立った時点で、適宜補正等で対応させていただきたいと思っますのでご了承いただきたいと思っます。

あと、減額による公社への影響はということで、この度この料理の部分の起業人を入れないことよっての影響になると思っんですが、できればもちろん料理の担当のほうを入れたいと思っのですが、今のところ現場の公社の料理人、今3名ほどいらっしゃいますけれども、こちらのほうで何とか新メニューの開発等々も行いながら料理の部分回しているという状況で

ございます。できるだけ早く、その調理の部分について適切な方を探して早い段階で起業人と関わっていただきたいと町としても思っているところでございます。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

横山教育総務課長。

(教育総務課長 横山昌則君)

高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず義務教育学校準備費の中での1点目、備品購入費の減額についてご説明を申し上げます。議員おっしゃるとおりでございます。第二小学校の教室を拡張するために、後部にあるランドセルロッカーを、まずは撤去するという計画が前提にありました。この工事は引き続き継続の中に含んでおります。撤去後のロッカーを、児童たちが入れるためのロッカーの準備として106万7,000円の予算を確保していたわけでございますけれども、統合準備委員会の中で学校備品の選別作業の方針ということで、これに基づきまして第二小学校と手ノ子小学校、第二小学校と添川小学校、事務局員、教育委員会の職員が立会いの元で移管備品の選別作業を複数回行ってまいりました。その中でランドセルロッカーについては可動式のものという第二小学校の要望がある中で、幸いにして、御存じのとおり添川小学校も手ノ子小学校も可動式のものを持っているということで、これで代替えをさせていただいてできるだけ経費をかけずにということで、状態としては問題ないという判断でありましたので、そのように対応させていただきます。

その一方でございます。まずは、業務委託料の部分の108万9,000円につきましては、いわゆる引っ越しの業務委託になります。添川小、手ノ子小からの備品の移動という部分につきましては、普通教室の机、椅子、あるいは先生方のこれまでの学校として機密文書等を保管しているわけでありましてけれども、それを継承する第二小学校への移管、あとは、先ほど申しあげました移管備品の選別作業に基づきまして、教材関係も様々にリストアップされております。そういったものを、本来であれば町職員の直営であったり、あるいは保護者の皆様のお力を借りながらという手法も考えられたんですけれども、閉校式が添川小学校が3月20日、その後にまだ先生方の年度の事務が残っているということで、私たちの考えでは3月25日辺りからの短期決戦でやらざるを得ないという計画の中にあります。そういった意味ではマンパワーが集中的に必要なわけでありましてけれども、専門の業者の力を借りて、安全に安心に、学校4月1日の開校に間に合わせるように引っ越し作業を進めるということでこのように計画を考えさせていただきました。

3点目の工事請負費、こちらのほうは160万5,000円の金額でありますけれども、具体的に中身を申し上げますと、先ほど申し上げました当初予算で見込んでいました65万円の教室後部のランドセルロッカーの撤去のほか、第二小学校と先生方との普通教室の使い方というところを十分に検討を進めていきまして、その中で教室の前方の部分、黒板の右側といいますか窓側の方に書棚の棚がまず一か所あるということで、こちら中がほとんど使用されておらず、昔ながらのブラウン管テレビのようなものが上に乗っているということで、早くからテレビのほうを処分すればよかったんでしょけれども、乗せているロッカー自体は背丈ほどあるもので壁にしっかりと固定されている備付けのものでございました。こちらのほうも、先生方の教壇のスペース確保という意味で、必要なスペースとして撤去してほしいということがありまして、これが1点目です。

2点目が、特別教室の中での理科室、こちらのほうも児童数が、1学年の中で26名というクラスが2つ誕生する中で、理科室のテーブルに子供たちが教科書等を置いたりできるスペースを確保するために、手洗いといいますか水の部分に蓋をできて、取り外しができるようにということをしていただくことによって既存の机を広く使えるように対策を施すものであります。

あと、加えてなんですが、第二小学校から、今に始まった話ではなくて前々から、昇降口の玄関に入ってすぐにコミュニティーホールが、広い利便性の高いスペースがあるわけですが、どうしても、どうしても照明が暗いということの改善の求めがありました。今回の統合を機に、こちらのほうを第二小学校の要望に応える形で一緒に工事をできれば効率がいいだろうという判断で、今回工事に含める形であります。そういった形での補正の額を計上させていただきました。何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。（「はい、分かりました」の声あり）

（議長 屋嶋雅一君）

ほかにありませんか。5番 舟山政男君。

（5番議員 舟山政男君）

私からは2点お尋ねしたいと思います。

企画課よりお尋ねします。補正予算書17ページ、2款1項8目定住推進費、地区まちづくりセンター事業として分館施設整備等補助金の追加の内容についてお聞かせください。

それから、商工観光課にお尋ねします。補正予算書25ページになります。7款1項2目商工振興費白川ダム周辺整備事業として、フォレストいいで周辺国有地取得に係る土地購入費等の追加ということで上がっておりますけれど、その内容。それから、これそもそもなぜ国有地

を取得しなければならないのかといったその理由も含めてお尋ねしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

5番舟山議員のご質問にお答えします。分館施設整備等補助金の29万8,000円の追加でありますけれども、こちらは令和4年8月の豪雨で被災した小白川の上郷公民館再建補助金を追加するものであります。当初予算でも大きな金額を計上させてもらっていましたが、その中に浄化槽設置に係る費用、ちょっと漏れておりましたので、その分を追加をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの舟山議員の質問にお答えいたします。商工振興費の白川ダム周辺整備事業についてというところで、フォレストいいでの周辺、国有地取得に係る土地購入費等の追加の内容についてということでご質問いただきました。こちらにつきましては、令和6年度に実施しました飯豊町白川湖畔境界確定測量等業務委託について、木湖里館のコテージ8棟のうち2棟が国有財産の上に建築されている今の時点で町が取得し、今後フォレスト周辺を活用する際に活用しやすくするというところで、今回提案させていただくものでございます。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

舟山政男君。

(5番議員 舟山政男君)

企画課については了解しました。商工観光、ただいまのフォレストエリアの件についてお尋ねしたいと思いますけれども、完全に町の取得にしたいというお話のようでありますけれども、そのほか例えば借りている土地とかそういったところも含めて、その地域を、地域測量図を作成することになるんだろうと思うんですけれども、その部分で確定したいと。町のものに全てしたいということで、確定したいということでの取得費ということによろしいのでしょうか。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの舟山議員の再質問にお答えしたいと思います。今後、フォレスト周辺を整備していくに当たり、様々な工事等いろいろ関係してくると思いますが、その際にやっぱり町のものにしておいたほうがいろんな面で有利であるということで、今回このように最善策として考えて提案したところでございます。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

舟山政男君。

(5番議員 舟山政男君)

1点だけお尋ねします。それは登記の手数料も含めての完全に町のものにするということでのお金でよろしいのでしょうか。登記手数料も含めてということになりますけれど、いかがですか。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

手数料も含みの金額、諸経費も含みでの計上とさせていただいております。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。8番 高橋亨一君。

(8番議員 高橋亨一君)

それでは、私から1点だけお伺いします。27ページ8款2項2目の道路維持費、除雪事業について質問します。消雪設備改修工事請負費2,100万円の減額理由は何のための、何で減額されたのかお伺いします。

(議長 屋嶋雅一君)

渡辺地域整備課長。

(商工観光課長 渡辺裕和君)

8番高橋議員のご質問にお答えをしたいと思います。補正予算書27ページ8款2項2目の道路維持費、除雪事業の、今回消雪設備改修工事請負費2,100万円減額をさせていただきました。こちらにつきましては、当初、ちょうど萩生中線の消雪設備の配管の入替えを予定をしておりましたけれども、財源については社会資本整備総合交付金、こちらを活用しての工事を予定しておりました。今年度5月の全員協議会の中でも総合交付金の配分状況について説明をさせて

いただきましたが、当初の交付決定の中において、こちらの萩生中線の消雪改修工事については配分がありませんでした。その後追加配分を要望させていただきましたけれども、その結果も配分がございませんでしたので、歳入歳出合わせて今回減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

(議長 屋嶋雅一君)

高橋亨一君。

(8番議員 高橋亨一君)

工事が完了したから減額したのかなという気がしたんですが、住民からは消えない消雪道路ということでかなり上がっているんですが、毎年のように。それでは、もし消雪道路がそのまま消えないという場合の町の対応はどのようになされるのか、その点を1点お伺いしたい。

(議長 屋嶋雅一君)

渡辺地域整備課長。

(商工観光課長 渡辺裕和君)

8番高橋議員の再質問にお答えをしたいと思います。消雪の件については、様々地域づくり座談会等でもお話しはいただいておりますし、議員の皆様からも様々ご意見をいただいております。消雪設備の、新たに設置をしてから50年以上たっているものが結構多くございまして、そういった状況から、なかなかこう、水量が減っている状況でございます。今回、配管の入替え工事はできませんでしたけれども、冬期間の消雪の出具合とかを見ながら、少しでも水量が確保できるような対応を取ってまいりたいと考えておりますし、なかなかそういった対応を行った場合でも消雪がなかなか出なくて消えない場合については、機械除雪も組み入れながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(議長 屋嶋雅一君)

高橋亨一君。

(8番議員 高橋亨一君)

それじゃあ、計画には上がっていると捉えてよろしいのでしょうか。

(議長 屋嶋雅一君)

渡辺地域整備課長。

(商工観光課長 渡辺裕和君)

再質問にお答えをしたいと思います。消雪設備の改修につきましては、引き続き社会資本整備総合交付金を活用して継続して改修を行ってまいりたいと思っておりますので、今年度はできませんでしたが、次年度以降継続して改修工事を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。6番 松山和好君。

(6番議員 松山和好君)

私のほうから2つ質問させていただきます。

1つは教育総務課で、予算書12ページで20款4項1目給食費の収入が若干減っているんですけども、割合からしても微々たるものなんですけれども、これは単に物価の変動なのか、それとも納めるべき人が減ったのかどうなのかお聞きします。

もう1点、商工観光課の予算書24ページ6款1項7目ですか、1番の農家レストランの運営事業ですけども、補正額のほうが元の額よりも大きいんですけども、指定管理していただく項目なり物件が増えたのかをお尋ねします。

(議長 屋嶋雅一君)

横山教育総務課長。

(教育総務課長 横山昌則君)

では、松山議員のご質問にお答えいたします。20款4項1目の給食費の収入の減につきましてでございますけれども、園児の部分での関わりは2名ほどでございます。所得の関係で無償の対象になったということから、まず整理させていただいた部分と、一番ウエイトが大きいのは職員の部分の減でございます。保育所の先生方にも給食費は納めていただいているわけでございますけれども、当初の、昨年11月段階での予算要求の段階の部分の職員数を算定の基準とさせていただきますけれども、年度が明けてから正職、会計年度任用職員の方々でも産休に入られたりとか、残念ながらお辞めになったりとか、そういった部分で12月の段階での見込みで一回整理をさせていただきますと、この含みで一番ウエイトは、繰り返しますが職員の部分の件が大きいということをご理解いただきたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの松山議員の質問にお答えいたします。山村振興対策事業費農家レストランの運営

費の指定管理料の増額についてということでご質問いただいたところでございます。増額の理由として管理物件が増えたのかということでありましたが、管理物件が増えたということではなくて、この度の補正につきましては、6年度の実績額と令和7年度の見込額について併せて計上させていただいたというところで金額が大きくなっているものでございます。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

6番 松山和好君。

(6番議員 松山和好君)

教育総務課については了解しました。商工観光課の回答についてですけれども、昨年度の分は一応終わっているという考えで皆さんいるわけですし、今の時点でこういう質問は、補正でどかんと出してきてもいいのかどうかということですね。これであれば、また来年度もその次もずっとこういうふうな状態、このようなことができるのかどうかをお聞きます。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えいたします。6年度分、監査は終わっているのではないかといいるところではありましたが、昨年度の物価高騰、それから人件費の高騰というところで非常に経営が大変だったというお話を聞いております。指定管理の中の包括協定の中に、指定管理期間中に物価変動等により当初合意した指定管理料が不相当となったと認めたときは、指定管理料の変更を申し出ることができるということで、この度エルベのほうから申出をいただいて、昨年度分の実績の差額分と、それから今年度分の物価高騰分ということで合わさせていただきまして計上させていただいているということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

6番 松山和好君。

(6番議員 松山和好君)

そういうふうな方針であれば、来年度以降にもこういうふうなことで増額してくるということとはあり得るということですか。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの松山議員の質問にお答えいたします。先ほどお話しするのを忘れてはいたけれども、来年度以降も実態に合った部分でということで計上させていただきたいと考えております。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。7番 遠藤芳昭君。

(7番議員 遠藤芳昭君)

それでは私の方から商工観光課のほうに質問させていただきたいと思います。補正予算書24ページの、補正予算資料が6ページです。3つ一緒に同じ項目がありますので、農家レストランの運営事業の指定管理料の追加702万7,000円、それから同じく24ページの緑地等利用施設運営費指定管理料の追加2,588万5,000円。それから、26ページになりますけれども、自然環境活用事業指定管理料の追加465万円の追加、これについてお聞きしたいと思います。

三セクの指定管理料の問題については、これまでも様々議論されて課題もありまして、そういった問題だと思います。ご苦労なされているなと思います。本会議でも、私、4日の日に一般質問をしたんですけども、町民の福利厚生にはとても大事な施設だと思いますので、そこをうまくどのようにやっていくかということも一つの手法ではないかなとお伺いしたところでございます。ただいま、松山議員も質問あったんですが、今回の補正管理料が、例えば農家レストランでありますと702万7,000円は、令和6年度分の、簡単に言えば赤字額、そして令和7年度分の赤字額が合算されているものでございます。前年度業務は決算が終了しているものから、決算終了、あるいは監査をみな受けているという状況の中で、今の時点になってこういうことが出てくるというのは、果たしていいものかどうなのかということで、そういったものを、こういう協議が、協議することができるということがありましたけれども、基本的には上げないものとするというように前段に書かれていると思います。そういうこともありまして、こういうことが今の時点で出てくる方がいいことなのかどうなのかをお聞きしたいと思いません。

もう1点、この農家レストランにつきましてはハーブ園の活用企画人件費が上げられておりますが、この事業っていうのは当初の予定にはありません。指定管理料にはありませんが、ありました。ありましたけれども、令和5年度が5万円なんですね。それで実績が100万円なんです。恐らく、こういうものが積み重なって増えているんだと思いますが、この事業という

のは指定管理にある事業なのか、そのところをお聞きしたいと思います。今の質問はしらさぎ荘も白川荘も同じですのでお答えをいただきたいと思います。

あと、24ページの緑地等利用施設運営の委託ですけれども、2,588万5,000円。この中に、もちろん令和6年度、令和7年度の赤字分がここに計上されて補正されているんですが、本体の設備である休憩棟エアコンリース料金がこの委託料の中に入っています。もちろん、当初の契約の中にはありませんけれども、エアコン設置というのは、当初、指定管理者でなくて施設設置者が行うものではないでしょうか。それを、指定管理料でリースをしているということは、なぜこのようにしてこのリース料を指定管理者が支払わなければいけないのか。工事者が勝手につけたというのであれば、当然工事者が払わなければいけないんですけれども、ここの手続的なものがどうなっているのかですね。本来、施設設置者が工事請負費でエアコンをつけなければいけないものではないかなと。指定管理料で払っているから、払ってくださいねと言うものでもないのではないかと思います。これどうなっているのかお聞きしたいと思います。自然環境活用公社についても6年度と7年度の赤字分が、オーバー分が指定管理料に出ていますので、これについてもお聞きをしたいと思います。

それから、補正予算書の5ページになります。債務負担行為補正額です。これも、5ページの追加で債務工事の負担額というのがありますので、ここをお聞きしたいと思います。エルベ、それからしらさぎ荘、白川荘、この3つについての令和8年度、9年度分の指定管理料の追加が出ておりますが、これも7年度分のオーバーの予定額がされていけばいいんですが、金額の多い6年度分のオーバー額が8年度、9年度の指定管理料になっています。本来であれば、直近の7年度分のオーバー額を指定管理料に入れていくということではないのかなと思ったので、そのところ、なぜ令和6年度分にしたのかお聞きをしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の質問にお答えいたします。まず、指定管理料の値上げについてということで、なぜ今の時点で6年度の部分も出てくるのかということがお話であると思うんですが、そちらについては先ほどお話ししたとおり、指定管理者からの、それぞれからの申出があったということで、現在の指定管理料では物価等、人件費等の高騰により、なかなか今の指定管理料では難しいということと、昨年度についても値上げ等がありまして、非常に苦しい状況だったということで前年度分も合わせて指定管理料の値上げのほうをお願いしたいという申出が

あったというところで協議をさせていただきまして、このようにさせていただいたというところで理解いただければと思います。施設それぞれ、今経営改善に向けて頑張っているわけですが、売上げとかもそれなりに上がってはいるんですけども、やっぱり設備費とか修繕費、光熱費、そういったものが非常にかかり増ししているというところと、指定管理料、令和5年の4月1日から新たに5年間の指定としているわけなんですけど、それぞれの施設に関しては令和3年度の実績を元に指定管理料を積み上げているというところで、コロナの最中というところでそれぞれの事業所の売り上げがそもそもあまりなかったというか、運営費がかかっていなかったというところ、それをベースにして試算してしまったというところで、実際コロナが明けて稼働を始めたときに、そこに合わせて物価高騰というところもあってかかり増ししているというところで、経営が非常に苦しいというお話をいただいておりますので、そういったところでコロナ渦、それから物価高騰分を加味しまして、町としては今回指定管理料を増額すべきではないかというところで、このようにそれぞれの施設、試算させていただきまして上げさせていただいたところでございます。

あと、一般質問でも遠藤議員がおっしゃったとおり、施設が老朽化しているというところが非常にお金がかかる場所の原因ではありますので、そういったところも、今年も何回も、もう修繕、細かな修繕をしては直し、要請受けては直しということをかなり繰り返して、そういう支出もかなりあるということで、それぞれの施設。そういったところもご理解いただいて、町民の福利厚生という意味では施設もきちんと整備して、町民の皆さんによるこんでいただきたいという視点から、今回指定管理料を上げさせていただいて適正に運営できるように何とか頑張っていきたいということで、それぞれの施設のスタッフが頑張っておりますので、ご理解いただければと思います。

それから、エルベのハーブ園の管理費というところですが、令和5年で5万円というところで、あの庭を5万円管理するというのは事情に難しいのではないかと思います。ハーブを植えたり、それから除草作業をしたりということになりますと、1シーズンだけでもその5万円では人件費をかけても到底難しいということになるかと思います。そもそも、あそこはハーブ園、いろんなハーブを植えて花を楽しんでもらう、花を活用した、ハーブを活用したメニューの開発とかそういったこともしてもらおうというところでハーブ園としての整備というのをさせていただくというところでは、5万円ではなかなか整備は難しいというところで、その経費の中でとてもできないというところで増額を今回させていただいたところでございます。草むしりだけじゃなくて、施設の全般の庭全体の整備費も含めましてこの金額に合わせていただい

るといふことで、ご理解いただければと思います。なかなか、料理の部分だけでも人が足りなくて手が回らないという中で、やっぱり外回りについては、それなりにほかの事業者というか方々に頼んで花を植えたり作業をしたりということをしてもらっておりますので、そうなるとう資材費ですとか人件費、そういったものはかかり増しするといふところで、そこはご理解いただければと思っております。

あとは、エアコンのリースについてといふことでお話しがありました。本来ですと町で工事費として扱って行くべきだったといふことではあります、こちらにつきましては令和6年度に地域振興公社のほうでリースにして設置したといふことでお話を聞いております。猛暑が見込まれる状況において、町で工事することも検討したといふことでありましたけれども、予算や入札手続などを考慮した場合、夏季期間に間に合うような設置をすることが困難な状況だったといふことで、地域振興公社にて工事やリースの見積もりを業者からいただいたところ、公社がリースにてエアコンを設置することが一番安価であったといふことから公社発注によりリースにて設置したといふことでございます。本来ならば、先ほども言ったとおり町で工事する部分でありますので、こちらについてはリース料として指定管理料に含めさせていただいた経過がございますので、ご了承いただきたいと思っております。

あと、債務負担行為の部分ですが、6年度分のオーバー分を計上しているのではないかとお話しがあったところ。債務負担行為につきましては、指定管理5か年間の業務を更新する場合において、指定管理料の算定に当たっては、その時点での最新の実績を元に次の5か年間の指定管理料を算出しているところがございます。7年度の見込みについては、年度の途中において指定管理者から聞き取りを行い算出した金額でありますけれども、6年度の実績により負担行為を設定するものといふところで、こちらにつきましては財政とも協議をした上で6年度分に計上すべきではないかといふことで、この度債務負担行為として計上させていただいたところがございますので、ご理解いただければと思います。

私からは以上になります。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。7番 遠藤芳昭君。

(7番議員 遠藤芳昭君)

2点お聞きをしたいと思っておりますけれども、今回の追加の分で令和7年度の分を指定管理に追加をするといふことであれば分かりますが、令和6年度の分も指定管理料に追加をするといふのは、財政上、それは可能なのかどうかですよね。一般的に事務処理として。私は、もしそう

であれば、令和6年度の分の赤字額については補助金とかそういったもので本来処理をするものではないかなと思います。前の分の赤字、過不足分を今の段階になって支払うというのは、そういう契約はできているかどうか分かりませんが、そういう協議が、恐らく昨年度の年度末からいろんなことがあったと思うんですが、12月の段になって昨年度の分を支払うというのはちょっとどうなのかなと思います。

それから、ハーブ園の活用企画人件費、ハーブ園を活用して企画をする、その人件費ということで、今お聞きした全くの作業員だというようなことをございまして、ハーブ園を企画活用するのであれば別の形で委託料とかですね、そういった形で事業を展開していくべきなのではないかなと。でなければ、ただのハーブ園の維持管理費ということでもよろしいのではないかなと思います。わざわざ活用企画なんていう言葉をつけてそれらしくしなくたって、本当にそのハーブ園をお客様のためにきちんとして整備をしていかなければならないとすれば、別の形でここは委託をして事業として展開をしていくべきなのではないかと思ったところです。かかるお金は同じでしょうから、ただ、やはり事業の組立て方としてですね、指定管理料をこういうふうにどんどんどんどん増やしていくというのはいかがなものかなと思います。あと、指定管理料をどんどんこうやって増やしていくというのは、しらさぎ荘のリース料です、エアコンのリース。また今度指定管理料これでまた増えてくるんじゃないですか。本来、今話を聞けば、エアコンは町で設置をしなればならなかったけれども、それが一番安い、あるいは恐らく町がその財源を捻出できなかったかどうかで、修理ができないということでしたんでないかなと思いますけれども、それはやっぱり、今度指定管理料で払うって言えば、また今度この額面だけ指定管理料が増えてくるということで、これは補助金か何かで処理をしていくということが大事なのではないかなと。あるいは、ここの部分はきちんと電気代として、リース代ですから工事費ですね。だからそれは清算をしてあげるとか、必要なのではないかなと思います。

それから、債務負担行為であります、前々年度の積算できちんとした不足分を計上していくというのは分かります。今回、今の債務負担の事業もそうだと思います。けども、今年のオーバー額が出て今回もう既に予算化されるんじゃないですか。7年度のオーバー額が330万6,000円で予算が6年度の方で見られておりますので、計算をしていくと744万4,000円から2か年分で661万2,000円を引くと83万2,000円が過大になっています。あと、しらさぎ荘の分についても、これでいきますと645万4,000円過大になっています。白川荘は645万4,000円、私の積算では過大になっているんですね。本来、もう既に予算化されて7年度事業が確定していると考えていいと思うんですね、これ追加ですから。そうしたら、やっぱり7年度分の過大分、

あるいは不足している分を8年度、9年度分で支払ってあげるとというのが本当ではないですかね。6年度分では、私はないのではないかと思うんですけども、その辺は商工観光課でも財政のほうでも結構ですけども、どういう見解でいらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

遠藤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。物価高騰に伴います管理運営経費の増加が指定管理施設の管理運営に大きな影響を及ぼしているという現状がございます。令和7年度の指定管理料の物価上昇分にかかります経費につきまして算出した中におきまして、令和7年度の決算見込額と令和6年度の決算見込額を比較しますと、大きく乖離をしているということで、令和6年度についても不足額が生じているという現状がございました。

先ほど、商工観光課長から申し上げましたが、指定管理を行っている中で包括協定書があるわけでありまして、その中におきまして指定管理料の変更についても規定がございます。この度は、エルベさんから変更に関わる協議の申出を受けまして協議を行ったわけでありまして、その令和6年度に増加した一時施設管理費等についても、追加費用ということで予算措置をさせていただきたいと考えているところであります。令和6年度の決算につきましても、今年度にならないと分からなかったという現状もございます。そういったところも含めまして……。 (「6年度のやつを7年度の指定管理……」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

休憩いたします。

(午前11時45分)

休憩前に復し会議を続けます。

(午前11時55分)

7番 遠藤芳昭君。

(7番議員 遠藤芳昭君)

るる協議をさせていただきましたけれども、ここの指定管理料の中には、本来行政が、施設設置者ですね、管理料ではなくて業務を委託するような形で、あるいは設置者の責任として工事費を負担するような形でなければ、私はないと思います。それを、指定管理料の中に全て今回は突っ込んでですね、物価上昇と言いながら今までもやっていなかった5万円の、例えばこれで言いますとハーブ園の活用人件費が当初5万円でした。それを100万円、そして、今年度も5万円が80万円。全くそういったものが赤字負担、補正ではないのかと言われれば、や

やっぱり何で今までハーブ園がちゃんとした運営をしてこなかったのか、5万円でよかったのかとかえって問われるわけですね。だからやっぱりそういったものについてはきちんと精査をしていただいて、全て指定管理料に本年度のやつも盛り込んでいくというのは、やっぱりどういものかなと思います。ただ、なくしては駄目な施設ですから、きちんとやればいいんですよ。こういう小手先のことをしないで。行政がちゃんと負担をしなければならないと私たちも理解をしていますのでね。そうでないと全てが三セクの指定管理料で、どんどんどんどん指定管理料が増えていくということを私は懸念をしているんです。ですから、そのところは行政の責任としてやってもらいたいなというふうに思います。

現状は、いろいろあると思いますが、決算報告書なんかを見ると、この間の一般質問にありましたけれども、人件費だけでなく、40年も前の施設が維持管理費というか光熱費が本当にかかりすぎていると思います。恐らく、あの数字は誰があっても駄目だと思います。毎月百数十万円の負債を返済をしなければいけない、なかなか大変だかなと思いますので、こういう小手先ではなくて、できるだけ早く抜本的な対策を講じてもらいたいなと思います。いつも、まずここで言わなければ、議会が言わなければ毎年毎年こういうことで処理をされたらそれこそ三セクのほうが気の毒だなと思いますので、最後に町の責任として、再生計画なんかも含めて町長にお聞きして終わりにしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいまの遠藤議員の再質問にお答えいたします。まずは、なくしてはいけない施設だということは議会も了承していると、承知しているということでお言葉をいただきました。本当にありがとうございます。

今回の補正について、やはりこう赤字という話もありますけれども、赤字というのも物価高騰というところでご説明をさせていただいて、なぜ令和6年度の分も出てくるんだというところに関しては、そのときは我慢をしてというか、非常に厳しい中でも何とか乗り越えてきたというところで、まずその分も見なければいけないのではないかということで、今回補填ということで見えてしまいますけれども、そのように上げさせていただいたところがございます。議員おっしゃるとおり、ちゃんとした形で、例えば補助金であるとか出資金ということでしっかりとした形で上げるべきではないかというのは、本当に、それはもちろんだと思いますし、ただ、今回のこの12月補正というところでは、まだそこまで詰め切れないというところもありま

して、まずは指定管理料を増額させていただいて令和10年の3月を期限として何とか立て直しを含めやり方も変え、頑張っていきたいと思っておりますし、やはり町民の福利厚生という施設だということがしらさぎ荘、白川荘、もちろんエルベもそういう部分ありますので、まずはしっかりと町民の方によろこばれる、そして町外の方からも愛される施設になるように経営体制を再生計画も含め、地域活性化起業人の方、そして働く人、役場の対応も含めて一掃してやっていきたいと思っておりますので、今回補正指定管理料という中での上げ方が少しまずいんではないかというお話がいただいておりますけれども、その点も含めて次年度以降どのような形になるかというのはありますけれども、この疑いをもたれないような経営、そして投げ出さないで、まずはそのときに耐え得るんであればしっかりと向き合っ先送りにしないで対応するということはお約束させていただきたいと思っておりますので、今回の補正に関してはご理解をいただきたいと思っておりますのでございます。よろしく申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

ただいま、議案第84号の質疑の途中ではありますが、ここで暫時休憩したいと思います。再開を午後1時15分といたします。

(午後0時01分)

休憩前に復し会議を続けます。

(午後1時15分)

初めに、各議員の皆様申し上げます。発表されている方、また答弁されているときには私語を慎むようお願いしたいと思います。傍聴者のほうからも指摘が来ているということもありますので、よろしく願いいしたいと思います。

それでは、初めに先ほど遠藤純雄議員の歳入の減額について、農林振興課のほうからありますので、答弁を求めたいと思っております。

(議長 屋嶋雅一君)

上田農林振興課長。

(農林振興課長 (併) 農業委員会事務局長 上田信幸君)

先ほど、3番遠藤議員からのご質問に対して追加という形で回答をさせていただきます。さくらんぼ結実確保緊急支援事業補助金の再質問の中でございますが、組替えの際の歳入の減額についてということでございましたが、今回の組替えにつきましては、園芸作物産地化推進支援事業補助金からさくらんぼ結実確保緊急支援事業補助金へ組替えをしたというものでございますが、この園芸作物産地化推進支援事業補助金につきましては町単独の補助事業として実施をしているということから県費等の歳入を受けておりませんので歳入減額はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

それでは、続きまして質疑のある方いらっしゃいませんか。9番 菅野富士雄君。

(9番議員 菅野富士雄君)

それでは、まず1点目。補正予算書の8ページ歳入の1款1項1目ですけれども、現年の課税分の町民税ということで3,300万円ほど上がっております。なぜこの時期なのかということをお伺いいたします。令和5年度にもこのような事案があったんですけども、どのようなことかお願いします。

あとは、先ほどもいろいろ出ていましたけれども、山村等振興対策事業費6-1-7の部分、そして6-1-8では企業活性化起業人の減額補正というのが上がっております。その中で、金額見積りの中でやっぱり人件費の見積りが甘いんじゃないかなと感じるところです。特にエルベのこと、先ほど皆さんからいろいろ集中審議ありましたけれども、やっぱり従業員のことを泣かせていないかということです。当然、お話を聞いてみますと、働いている方々も昼間しか働けないというのが現状の中でお金もそうですよね、収入が少ないわけですよね、それしか働かないんだから。そういう雇い方をしているということもありますし、見合っただけの単価出しているのかということも心配です。特に、今回の企業活性化起業人の340万ほどの事業で、これ1年間雇って、いわゆる総料理長に当たるような人、いわゆる料理を監修してくれるような人を雇う金額ではないなど。誰でも、これでは来ないだろうと。当然当初、この予算を上げるときもそのような話があったかと思います。これもさらには見つければ補正しますよということではございますけれども、この金額を提示していたらいつまでも見つからないということになるのではないかと思いますので、これ探す折に増額という考えはないのかお伺いします。

また同じような、24ページですけれども、6款1項10目の中間管理機構への消耗品費から通信運搬費へ、金額は少ないんですけども2万3,000円ほど組替えになってございます。どのような理由で組替えになったのかお聞かせいただきたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

初めに、町税について。渡部税務会計課長。

(税務会計課長 渡部博一君)

9番菅野議員のご質問にお答えします。町民税の補正の時期についてでございますけれども、町民税につきましては、5月に特別徴収分、6月に普通徴収分を付加した後に未申告者の対応であったり所得税の修正申告への対応、あとは税務署のほうから8月から9月にかけて扶養の

是正ということで、扶養申告の確認の調査が例年来ます。そういったことから税額に変更が生じるということありまして、増減がほぼ確定したこの時期か、あるいは3月の補正という対応を取っていたところでございます。よろしくお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの菅野議員の質問にお答えいたします。山村等振興対策事業費農家レストラン運営事業についてということですが、指定管理料の中で人件費の見積りが甘いのではないかとのご指摘がありました。やはり、最低賃金というところで、ぎりぎりというところでの支払いで何とか頑張っているというところが実情ではないかなと思っております。こちらについても、従業員の方が苦勞することがないように見積りをしっかりと、まず指定管理の中に含めていければなど考えておるところでございますし、あと起業人の件について、この予算ではなかなかいい人が見つからないのではないかとご指摘があったところでした。起業人の方もその関わり方の度合いにもよるのかなというところでもありますので、見つければきちんとした金額を提示してしっかりと関わっていただけるように見積りをして、関わっていただければと思っております。前にもお話ししたとおり料理人の方が全国的に不足しているということで、料理人の方の賃金がすごく上がっているというところもありますので、料理の世界の関係者の皆様の賃金に見合うような、そういったところを指定管理として見込んでいく必要があるのかなと考えております。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

上田農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 上田信幸君)

9番菅野議員の質問にお答えしたいと思います。6款1項10目農地中間管理機構事業の関係でございます。予算書の24ページです。この組替えにつきましては、農地中間管理機構事業が平成26年度から始まったということがありますが、27年度から10年契約の更新時期という部分がありますので、その更新に当たりまして当初見込んでいたものより多くなったということがあります。これは契約更新などの送付に係る郵便料金、いわゆる切手等郵便料金が不足したということですので、消耗品から2万3,000円組替え補正をさせていただいたという内容でございます。よろしくお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

9番 菅野富士雄君。

(9番議員 菅野富士雄君)

町税でございますけれども、当然、速やかに、納税があった場合はこの町税の例規集ですね、税法の徴収という欄には速やかに現年の課税率で徴収して、いわゆる町の収入として活用しなければならないということがございます。その中でも含めまして、今説明ありましたけれども、その都度その都度、やっぱりこの前の9月定例会等もございましたし、とっくになぜ前にやらないかということも含めてお答えいただければと思います。

あと、エルベ、しらさぎ荘等の部分の開発公社のほうですけれども、特にエルベの賃金ですけれども、本当に夜の仕事が月に1回か2回かあるぐらいな部分で、当然日中働いている人はどうなっているか分かりませんが、承知しておりませんが、昼間だけしか働かない人って収入どうなるんだろうっていうか、それだけの手当てをしていれば、従来どおり働いていただけるんでしょうけれども、今働き方改革なんかも含めて、さらには賃金アップということで世の中動いております。何か、逆行するような施設ではないのかなっていう話でございますので、指定管理料等も見直すという話ですし、令和6年の先ほどの皆さんの議論の中にもありましたけれども、その令和6年度だってそうだし、令和5年度でもそうだったのではないかとということで私も推察しております。そんなことも含めて、よくお勤めいただいているなど、私は本当に感心しております。そんなことも踏まえて従業員に対しての考え方、これからの部分を、当然経営者がいるわけでありまして、その経営も社員に対する町の意見も十分に反映されるわけですので、その点の町の考え方をお願いいたします。

また、活性化起業者ですけれども、調理に関わる人が少なくなってきたって、それだけじゃ済まないでしょう、理由。とにかく探す気はあるのかと。どこまでお願いしながら行っているのか。全国から探しているのか。当然、いろいろな起業者呼ぶには結構全国レベルというか遠い地域からも来ていただいて、うちの町で活躍していただいているというのもございます。そこらも含めると、せっかくセットでやれば開発公社も改善できて新しい経営体制にもなったりして、そこで利益も出てくるのではないかと思いますので、その点もう一回考えをお聞かせください。

あと、6-1-10のほうですけれども、中間管理機構ですけれども、この部分で今10年の更新でということで、今回令和7年は10年前にそういう契約条項があって今回多くのお知らせする、告知する場面があって通信費が上がったということでございますけれども、今回なぜこの質

問したかという、農地バンクを通して農地を貸出する際に固定資産税の水田から、農地から固定資産税が減免されるということがございます。そんな中で今年の9月、小泉農林水産大臣のときですけれども、各農業委員会等にその申告を、通知を行っているかと、いわゆる農地を貸し出した人が減免されるということを農業委員会が税務部局に言って措置をしなければならぬと。全国の中でやっているところとやっていないところがあって今回この通達になったそうなんですけれども、飯豊町ではそういったことはないと思いますけれども、その点をお伺いさせていただきます。

(議長 屋嶋雅一君)

渡部税務会計課長。

(税務会計課長 渡部博一君)

菅野議員の再質問にお答えさせていただきます。今回町民税のほうで3,300万円ということでもかなり大きな額だと思っています。9月も検討したわけでございますけれども、この大きな原因としまして、やはり6年の農業申告分の農業所得が上がったことが原因でないかなということでも内部では話をしているところでございます。7年度の申告についても、米価が大分上がっていますので当初の予算とは大分開きが出るんじゃないかなということは現時点でも感じていますので、議員に指摘していただいたとおり、确实なところを適正な時期に補正できるような対応を、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あわせて、農地管理機構の減税の分ですけれども、税務室としましても農業委員会のほうに情報をいただいで的確に対応するようにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの菅野議員の再質問にお答えいたします。まず、エルベの賃金についてというところでございますが、やはり最低賃金というところの基準でほぼ就業していただいている方がほとんどになりますので、今後、従業員の方のことを考えますと勤続年数の長い方とか、ある程度の保障をしてあげなければならないのではないかなと町としても考えているところではございます。指定管理料につきましても、そういったところも見込んで計算していかなければならないと思ひているところでございます。

活性化起業人につきましては、もちろんその隙はあるところでございますが、今のところ年度途中でこれから見つかったとしても残り3か月というところで、年度途中からの参入はちょっと厳しいのかなというところで、今回はこの金額を下ろさせていただきますけれども、現在も継続して探しておりますし全国から募集をかけて探しているところでございますので、その点についてはご理解いただければと思います。起業人のほうの先のほどの金額ですけれども、予算のほうに取り下げさせていただいた金額につきましては、こちらの事業も年度途中からということで計上させていただいていたこともありまして、年間590万上限ということで予算は本当はあるんですが、6か月分ということで見込ませていただいておりますので、半年分ということで下げさせていただくということが今回の内訳になりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

9番 菅野富士雄君。

(9番議員 菅野富士雄君)

税務のほうとあれは理解いたしました。1点だけ、農業委員会も含めた農業振興課ですけども、当然、この事業動いているわけですよ。月に1回の会議を農業委員会とかでやって、移動があったりして、当然農地を持っていた方が土地を離されて農地バンクを通して作っていただく人に耕作していただくということで移動があると思います。その折にも、都度都度、税務課のほうには報告をして税優遇ですか、固定資産税の減免については図られているという理解でよろしいのでしょうか。

(議長 屋嶋雅一君)

上田農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 上田信幸君)

9番菅野議員の再質問にお答えしたいと思います。月1回農業委員会の中で移動等の審議という形でしているということがあります。その中で、固定資産の通知につきましては、毎月という形ではお伝えはしていない状況になります。ということです。

以上です。(音声なし) お知らせというか通知になります。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。2番 島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

それでは私のほうからも何点か質問させていただきます。23ページの4款2項1目の衛生費です。廃棄物処理事業費の運搬費が90万ほど増額になっておりますが、これはいわゆる燃料費高騰分が入っているのかどうか、その中身を詳しくお知らせください。

2点目は商工観光課。25ページの7款1項2目。中小企業振興事業費補助金40万7,000円減額になっていますが、この中身をお知らせしてください。

それから32ページの10款4項2目の社会教育費。社会教育課ですが、町民天文台活用施設管理委託料が59万7,000円減額になっていますが、これは現在ほとんど使われていないとお聞きしていますが、今後この施設はどのように利活用されるのかを教えてくださいたいと思います。

以上3点お願いします。

(議長 屋嶋雅一君)

細谷住民課長。

(住民課長 細谷美佳君)

島貫議員のご質問にお答えしたいと思います。一般廃棄物等収集運搬業務の90万円の増額の詳細につきましてですが、こちらは一般の家庭のほうから出ますごみの収集に関わるものでございまして、増車分、時間外といいますか定期で回収する以外の部分で増車をしていただいた際に発生する委託料でございまして、1時間当たりで1万100円ということの契約をさせていただいておりました、当初見込額よりごみの量が多く増車が増えたということで今後12月以降の委託料のほうを、90万円を増額計上させていただいたところではございます。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの島貫議員の質問にお答えいたします。工業振興事業費の中小企業振興事業費補助金の減額につきましては、事業者公募が終了したために不要額を精査したものでございます。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

竹田教育課長。

(社会教育課長(併) 町民総合センター所長 竹田辰秀君)

2番島貫議員のご質問にお答えいたします。町民天文台につきましては、昨年度実績で300名ほどの利用実績があるということでありまして、生涯教育施設としてもそうですけれども、町の

重要な資源の一つであるということでも認識しております。来年度以降もそういった部分、有効活用できるよう、来年度予算関係等、今後詰めていきたいと考えております。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第84号の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 6 》

議案第85号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

《 日程第 7 》

議案第86号 令和7年度飯豊町介護保険特別会計補正予算(第3号)

《 日程第 8 》

議案第87号 令和7年度飯豊町訪問看護保険特別会計補正予算(第1号)

《 日程第 9 》

議案第88号 令和7年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算(第3号)

《 日程第 10 》

議案第89号 令和7年度飯豊町水道事業会計補正予算(第3号)

及び

《 日程第 11 》

議案第90号 令和7年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第3号）

の6案件を一括して議題といたします。

この際、提出者より提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第85号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、議案第90号 令和7年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第3号）までの6案件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第85号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に25万円を追加し、歳入歳出それぞれ7億3,553万円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に2万円を追加し、歳入歳出それぞれ8,686万9,000円と定めるものであります。

事業勘定の歳出の主な内容につきましては、扶養手当等の追加であり、その財源としましては一般会計繰入金を追加するものであります。

直営診療施設勘定の歳出の主な内容につきましては、共済組合負担金の追加等であり、歳入の主な内容につきましては、県支出金を追加等するものであります。

次に、議案第86号 令和7年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に207万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億3,966万1,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、介護保険システム改修に係る業務委託料の追加等であり、その財源としまして、国庫支出金等を追加するものであります。

次に、議案第87号 令和7年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に10万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2,152万6,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、共済組合負担金等の追加であり、その財源としまして一般会計繰入金等を追加するものであります。

次に、議案第88号 令和7年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から142万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億2,672万4,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、会計年度任用職員報酬の減額等であり、それに伴って一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第89号 令和7年度飯豊町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出予算の組替えであります。

収益的支出の主な内容につきましては、水道施設維持管理業務委託料などを追加し、原水及び浄水費に係る動力費などを減額するものであります。

最後に、議案第90号 令和7年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出予算及び資本的支出予算の組替えであります。

収益的支出予算の農業集落排水事業費用の主な内容につきましては、管渠費に係るマンホール段差解消作業等のための委託料などを追加し、処理場費に係る動力費などを減額するものであります。

資本的支出予算の農業集落排水事業の主な内容につきましては、手ノ子地区農業集落排水事業に係る土地購入費を追加し、工事請負費を減額するものであります。

以上、議案第85号から議案第90号までの6案件について、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

（議長 屋嶋雅一君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

（議長 屋嶋雅一君）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第85号から議案第88号までの4案件を一括採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 多数 ）

（議長 屋嶋雅一君）

お直りください。

挙手多数です。

よって、議案第85号、議案第86号、議案第87号及び議案第88号の4案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号及び議案第90号の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第89号、議案第90号は原案のとおり可決されました。

これをもちまして本日予定されておりました議事日程は全部終了いたしました。

これにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。 (午後1時44分 散会)

